

700400021A

厚生労働科学研究費補助金

特別研究事業

国内外諸領域における他領域 ADR 制度などに関する研究

平成16年度

総括・分担研究報告書

**【最終版】**

平成17（2005）年3月

主任研究者 高橋 榮明

厚生労働科学研究費補助金

厚生労働科学特別研究事業

国内外諸領域における他領域 ADR 制度などに関する研究

平成16年度 総括・分担研究報告書

---

主任研究者	高橋榮明	新潟医療福祉大学	学長
分担研究者	藤澤由和	新潟医療福祉大学	講師
分担研究者	山手茂	新潟医療福祉大学	教授
分担研究者	淡路剛久	立教大学大学院	教授
分担研究者	西野喜一	新潟大学大学院	教授
分担研究者	P. C. Kuszler	ワシントン大学	教授
分担研究者	児玉安司	三宅坂法律事務所・東京大学	教授
分担研究者	岩田太	上智大学	助教授
分担研究者	平野哲郎	龍谷大学	助教授
分担研究者	山口齊昭	日本大学	助教授
分担研究者	新野由子	千葉大学	講師
分担研究者	佐藤雄一郎	横浜市立大学	助手
分担研究者	宮本敦史	大阪大学	助手
研究協力者	山田文	京都大学	助教授
研究協力者	河野龍太郎	東京電力技術開発研究所	主任研究員
研究協力者	峯川浩子	立教大学大学院	
研究協力者	潮田千寿子	東京大学付属病院	
研究協力者	濱野強	新潟医療福祉大学	助手

---

# 目 次

## I. 総括研究報告

国内外諸領域における他領域 ADR 制度などに関する研究

## I I. 分担・協力研究報告

1. 交通事故領域における ADR 制度に関する研究
2. 海運・海事分野における ADR 制度に関する研究
3. 航空・鉄道事故領域における ADR 制度に関する研究
4. 消費者関連分野における ADR 制度に関する研究
5. 国内 ADR（環境分野）の法的側面と現状に関する研究
6. 改正労働組合法と不当労働行為救済審査促進に関する研究
7. 建築紛争領域における ADR 制度に関する研究
8. ADR 手続と ADR 法などにおける手続的規律の関係に関する研究
9. 国内 ADR（消費分野）に関する研究
10. わが国の ADR 組織の現状に関する実態調査

## 国内外諸領域における他領域 ADR 制度などに関する研究

[主任研究者]	高橋 榮明	新潟医療福祉大学	学長
[分担研究者]	藤澤 由和	新潟医療福祉大学	講師
	山手 茂	新潟医療福祉大学	教授
	淡路 剛久	立教大学大学院	教授
	西野 喜一	新潟大学大学院	教授
	P.C.Kuszler	ワシントン大学	教授
	児玉 安司	三宅坂法律事務所	
		東京大学	教授
	岩田 太	上智大学	助教授
	平野 哲郎	龍谷大学	助教授
	山口 斉昭	日本大学	助教授
	新野 由子	千葉大学	講師
	佐藤 雄一郎	横浜市立大学	助手
	宮本 敦史	大阪大学	助手
[研究協力者]	山田文	京都大学	助教授
	河野龍太郎	東京電力技術開発研究所	主任研究員
	峯川浩子	立教大学大学院	
	潮田千寿子	東京大学付属病院	
	濱野強	新潟医療福祉大学	助手

## ■研究要旨

医療における患者安全を高める政策的視座には、事前的事事故対策にかかわる政策領域と事後的事事故対策にかかわる政策領域が考えられる。その事後的事事故対策にかかわる具体的な政策領域としては、「事故原因をどのように究明し医療制度における医療行為のアカウントビリティをどのように担保するかという課題」、「医療事故にかかわった医療従事者らの処遇および再教育といった課題」、「そして医療事故被害者らをどのように救済していくべきかという課題」などが考えられる。この最後の課題こそが ADR に関連するものであり、本研究は上記の諸課題を踏まえ、主として国内における ADR 組織・機関を網羅的に把握するとともに、特定領域に関しての専門的な分析を行った。

こうした調査活動から、さまざまな注目すべき ADR 組織・機関が存在することが判明したが、それと同時に、それら注目に値する ADR 組織・機関が位置する領域もしくは産業の独自性を検討する必要があることが判明した。つまり、個々の ADR 組織・機関はそれ単独で存在しうるわけではなく、それらが位置する産業構造や制度との複雑な関連性の中でその役割や機能が規定されており、こうした点を十分に検討して初めて、医療分野における ADR の有効性に関する議論が可能となることが判明した。また他領域における ADR 制度とその活動の検討を通して、非常に多くの領域において被害者救済の公正性および迅速性と視点が一定程度通念化しており、医療分野においてもさまざまな制約があるにせよ、何らかの被害者救済制度のためのスキームが求められるといえる。

#### A. 研究目的

現在、わが国の医療制度においては、日常診療の中で生じる患者の苦情や患者と医療機関間のトラブルを、訴訟手続きに至ることなく適切に処理するシステムの構築が必要とされている。こうした背景には医療訴訟の量的な拡大はもちろんのこと、医療に対してより高いアカウンタビリティを求める、ある種質的な変化がそこにはあると考えられる。もちろん既存の裁判制度においてもこうしたニーズを満たしうるが、その質的および量的変化には十分には対応しきれていないのが現状であると考えられる。よって医療分野においても何らかの制度的対応が求められることは間違いない。翻って他領域、他産業においては、たとえばらつきはあるにせよ裁判以外で問題を可能な限り速やかにかつ簡易な形で、被害者救済という問題を解決するための仕組みや方策が見られる。よってこうした他領域、他産業における被害者救済の様々な制度、方策を検討することにより、医療分野において考えられうる裁判外の関係者における紛争処理や、被害者救済の形態を検討することを目的とする。

#### B. 研究方法

本研究では、既存の裁判外紛争処理制度（以下、既存ADR）や各領域の現状について可及的速やかに調査する必要があるとの認識のもと、一貫した枠組みで実証的な調査を実施した。具体的な調査は、二つの側面から既存ADR組織・機関を把握するための方策が用いられた。

第一の方策は、ADRに関する先行研究

（司法制度改革推進本部ADR検討会）において選定された既存ADRを中心に先行文献から、ADR組織もしくはそれに類似した機能を持つ機関などを抽出し、可能な限り網羅的に既存ADR組織・機関の把握を行なった。

第二の方策としては、特定の領域、具体的には交通事故領域、海運・海事領域、航空事故・鉄道事故領域、環境領域、労働領域、消費者問題領域、建築紛争領域など領域ごとに、その専門家らが調査にあたり、より深い構造的な面にまで踏み込んだ調査分析を行った。

（倫理面への配慮）

本調査においては、二次的データもしくは情報を用いており、特段個人を同定できるような形での情報は扱われておらず、仮にあるにしてもすでに公開された情報のみを取り扱っており、倫理的問題は、研究実行時点においては発生しないと考えられるが、以下の各論において特段倫理面に配慮するような情報を取り扱う状況下においては、細心の注意を払い取り扱うことを徹底した。

#### C. 研究の成果

本調査を通して、既存ADR組織・機関の実態に関する極めて網羅的かつ詳細な知見が得られた。まず、本調査終了時点においては、117の組織・機関を把握することができ、かつこれらに関して具体的な運営実態が把握された。さらに、一貫した調査分析枠組みを用いて各ADR組織・機関の分析を行ったことにより、各領域のADR組織・機関の特徴及び共通点の多くの点が明確となったといえる。ただし、調査対象となった

ADR 組織・機関によっては公表している情報量に格差が生じていることが明らかとなり、その運営実態が不明瞭な機関が存在することも明らかとなった。そして、これらの知見に基づいて、医療事故・医療紛争に関わる当事者が固有に係る紛争解決ニーズなどを ADR という制度体系でどこまで、どのように汲み取ることができるのか、その範囲を具体的に提示することができた。

個別の領域に関しての詳細は、各論に譲るとするが、論点としては多くの領域や産業分野においては、裁判以外の紛争処理体制が存在していることが判明した。さらにこうした体制はそれぞれの領域や産業分野のもつ独自性と密接に結びついていることが明らかとなったといえる。

#### D. 考察

医療版 ADR の今後の展開という課題に関連する調査分析は極めて少ないのが現状にあり、ADR におけるどのような側面やどのような制度的機構が、今後の日本における医療版 ADR を構築する際に参考となるのかに関しては未だ明確な知見は得られていない。そのような中で、既存の ADR 制度について包括的に検討を行った本研究における調査活動から以下の論点が重要であるとの結論に達した。

ADR の類型には行政型 ADR、業界型 ADR、独立型 ADR などが考えられるが、これまでの既存 ADR は圧倒的に行政型もしくは業界型 ADR が中心であり、独立型 ADR が少なかったといえる。だが ADR 法の成立はある種独立型 ADR の推進を導く環境をもたらす可能性が考えられ、こうした環境下における医療にかかわる ADR 組

織・制度をどのように構築していくかという課題が挙げられる。また ADR 制度の利点として指摘される「当事者の実情を盛り込んだ創造的な解決を図りうる」という点をどのように医療分野で担保するか、ともするとこうした利点は手続きの柔軟性に歯止めがなくなり、中立性・公正性が担保されない危険があり、紛争の存在や解決基準を社会が共有できず、ADR に関与する専門家の中立性・客観性を担保することが難しく、さらに社会的規範に基づく解決が予期されているが、医療分野においては両当事者が価値観や条理を共有することが容易ではない可能性があるなどのデメリットに陥る危険性をはらんでいるといえる。

#### E. 結論

本調査においては、さまざまな領域および産業分野において注目すべき ADR 組織・機関が存在することが判明したが、それと同時に、これら注目に値する ADR 組織・機関が属する領域もしくは産業は、その独自性を保持しており、この独自性との兼ね合いのなかで、それぞれの ADR 組織・機関が機能していることが明らかとなった。つまり、個々の ADR 組織・機関はそれ単独で存在しうるわけではなく、それらが位置する産業構造や制度との複雑な関連性の中でその役割や機能が規定されており、こうした点を十分に検討して初めて、医療分野における ADR の有効性に関する議論が可能となることが判明した。また、他の領域における ADR 制度とその活動の検討を通して、非常に多くの領域において被害者救済の公正性および迅速性と視点が一定程度通念化しており、医療分野においても検討

すべき制約があるにせよ、何らかの被害者救済制度のためのスキームが求められるといえる。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

- 峯川浩子「オーストラリアにおける患者の安全と苦情処理」押田茂實・伊藤文夫編『医療事故の法理論と実務ーリスク管理から補償システムまでー』2005 新日本法規出版
- 藤澤由和「ニュージーランドの医療安全・補償制度」押田茂實・伊藤文夫編『医療事故紛争の予防・対応の実務ーリスク管理から補償システムまで』2005 新日本法規

2. 学会発表

なし

H. 知的所有権の取得状況

なし

## 国内外諸領域における他領域 ADR 制度などに関する研究 — 交通事故領域における ADR 制度に関する研究 —

---

[分担研究者]	児玉 安司	三宅坂法律事務所・東京大学医学部	教授
	藤澤 由和	新潟医療福祉大学	講師
[研究協力者]	濱野 強	新潟医療福祉大学	助手

---

### ■研究要旨

わが国においては、交通、海上、陸上などの運輸交通領域をみると、各領域において独自の裁判外紛争処理を行う制度を既に形成している。

そこで、本研究では、交通事故領域における ADR 制度に関して検討を行った。

#### A. 研究目的

本研究の目的は、交通事故制度における ADR 制度に関して検討を行い、医療分野における ADR 設立の際の必要要件としての基礎的知見を得ることである。

#### B. 研究方法

本研究は、交通事故に関する ADR（交通事故紛争処理センター、財団法人 日本損害保険協会、日弁連交通事故相談センター）について、諸文献などを中心に複数の情報を収集するとともにそれらを集約し、分析を行った。

（倫理面への配慮）

本研究は、すでに公表されている情報を 2 次的に活用したものである。したがって、倫理面について特段の配慮は必要がないと考えられる。しかしながら、本報告において用いた情報の出典については可能な限りその詳細を明記した。

#### C. 研究の成果

本調査より、国内における交通事故領域

における ADR 制度の概要が明確となった。

わが国では、自動車事故の被害者を救済するための特別法として強制保険制度（以下、自賠責保険）が整備されている。しかしながら、自賠責保険には示談代行制度はない。したがって、保険会社が示談を代行する仕組みとなっている。具体的には、示談代行付任意保険による保険会社の示談代行サービスの利用がなされている。ただし、① 加害者が利用する、② 被害者が利用する場合は物損で過失相殺がある場合に限定されている。その他、無料の相談先として、日弁連交通事故相談センター、日本損害保険協会が整備され、無料の紛争処理機関として（財）交通事故紛争処理センター、（財）自賠責任保険・共済紛争処理機構などが整備されていることが明らかとなった。

#### D. 考察

交通事故領域においては、各 ADR 機関が全国的に組織を展開している点に特徴があるといえよう。また、その他の特筆すべき点として、解決までの期間が短く、問題に

迅速に対応していることが挙げられよう。  
こうした点は、今後、医療版ADRのあり方を検討する際、組織基盤の整備及び紛争解決における処理システム構築の面において大いに参考になるといえよう。特に交通事故紛争処理センターなどは明確なADR機関としての特徴を要しており、相談、斡旋、審査の複数の段階で紛争を処理する体制を兼ね備えている。また保険会社はセンター裁定に拘束されるが、相談者は拘束されないことから、結果として相談者の同意により和解が成立するという「片面的仲裁」の方式が取られており、注目に値するといえる。

#### E. 結論

本調査より、交通事故領域におけるADR機関（組織）制度に関して知見を得た。交通事故領域の各ADR機関（組織）の歴史は古く、全国的に組織が整備され運営している現状を考慮すると、医療版ADR制度の設立には大いに参考になる領域であると考えられる。

#### F. 健康危険情報

なし

#### G. 研究発表

##### 1. 論文発表

- 藤澤由和「ニュージーランドの医療安全・補償制度」押田茂實・伊藤文夫編『医療事故紛争の予防・対応の実務ーリスク管理から補償システムまで』2005 新日本法規.

##### 2. 学会発表

なし

#### H. 知的所有権の取得状況

なし

## 国内外諸領域における他領域 ADR 制度などに関する研究

### — 海運・海事分野における ADR 制度に関する研究 —

---

[分担研究者]	藤澤 由和	新潟医療福祉大学	講師
	岩田 太	上智大学	助教授
[研究協力者]	濱野 強	新潟医療福祉大学	助手

---

#### ■研究要旨

海運・海事領域における ADR 制度とその関連制度に関して検討を行い、医療分野におけるその有用性や適合可能性を検討した。

#### A. 研究目的

海運・海事に関わる諸問題の発生時には、海運・海事独特の問題解決がとられているが、司法的な部分に関しては海運・海事独自の制度である、海難審判庁がその任に当たっている。さらに ADR の機能を担う組織としては、日本海運集会所が存在し、海事・海運上の問題に関して仲裁活動を行っている。したがってこれら個々の組織の制度概要を把握するとともに、両者間の関係を明確化し、医療分野における ADR のあり方の検討材料とすることを目的とする。

#### B. 研究方法

既存の公開資料および諸文献などを中心に海難審判庁および日本海運集会所の情報を収集し、その分析を行った。

（倫理面への配慮）

本調査においては、特段個人を同定できるような形での情報は扱われておらず、仮にあるにしてもすでに公開された情報のみを取り扱っており、倫理的問題は発生しないと考えられる。

#### C. 研究の成果

海運・海事領域においては、それ独自の調査審判機構としての海難審判庁が存在し、二審制の体制を用いている。海難審判の目的は、発生した海難に関して、その原因を追究すること、および当該海難事故におけるその過失性を判断し、海技免許受有者に対して行政処分を行うことにある。必ずしも海難事故に限られるものではないが、海運・海事に関わる問題に関しては、(社)日本海運集会所が仲裁および調停を行っている。仲裁に関しては普通「仲裁規則」、「簡易仲裁規則」、「小額仲裁規則」の三種類の規則が制定されている。

#### D. 考察

本研究の観点から注目すべき点としては、海難事故の調査を開始するに際して理事官が新聞、テレビ等で海難を知った際、及び海上保安官、警察官および市町村長等から海難があったことの報告を受けた際に調査が開始される点にある。こうした点は現在医療事故における報告制度のあり方を検討

する際に重要な論点になると考えられる。

#### E. 結論

海運業界は、海運・海事に関して生じた問題を解決するための独自の行政処分のあり方やその具体的な方策と制度を持っているといえる。それは行政機構としての海難審判庁（行政処分の明確化と原因追究）や ADR 機構としての海運集会所（仲裁や調停）を中心として構成されているが、業界全体としての問題処理のあり方は非常に参考になると考えられる。

#### F. 健康危険情報

なし

#### G. 研究発表

##### 1. 論文発表

なし

##### 2. 学会発表

なし

#### H. 知的所有権の取得状況

なし

## 国内外諸領域における他領域 ADR 制度などに関する研究 —航空・鉄道事故領域における ADR 制度に関する研究—

[分担研究者]

新野 由子 千葉大学看護学部 講師

### ■研究要旨

航空機の事故の調査およびその原因究明にかかわる航空機事故調査委員会は、運輸省の航空事故調査課が発展的解消を行い 1974 年に設立された。さらに 2001 年には航空・鉄道事故調査会が従来の航空事故調査委員会を統合した形で改組し発足し現在にいたる。こうした長い歴史をもつ事故調査委員会であるが、その名前が示すとおり、委員会の目的は事故防止のための原因究明であり、そこには ADR とは異なる論点が見られた。

#### A. 研究目的

航空機および鉄道において発生した事故に対する、対応がどのように行われているのかを検討することにより、医療過誤に対する対応に適応や応用できる可能性を明確にする。

#### B. 研究方法

既存の公開資料および文献などにより、航空機・鉄道事故調査委員会および航空業界における事故への対応の現状に関する情報を収集し、これらの分析を行った。

（倫理面への配慮）

調査上で知り得た個人名に対しては、特段の配慮を払った。

#### C. 研究の成果

航空・鉄道事故調査委員会は、事故の原因を究明するため、また事故防止の観点から必要な調査を行い、調査結果に基づき、今後の事故防止のために勧告や建議を行っている。現在のところ航空業界においては、

航空機事故に対する ADR 制度は設けられていない。

#### D. 考察

航空機事故に関する制度は、1974（昭和 49）年に設けられた航空事故調査委員会から、2001（平成 13）年の航空・鉄道事故調査委員会への改組まで約 30 年間の実績がある。また、航空事故に関しては主たる原因は操縦者、整備不良、機材故、その他が考えられるが、大事故は死亡という事実が明確にわかることが後の解決策を導きやすくなっていると考えられる。

#### E. 結論

航空機事故に関しては、事故調査委員会の調査、報告等が一定の評価を得ていることが推測される。また、被害者、家族への救済は現時点では ADR を必要とせず解決されていると考えられるが、PTSD への予防や家族への支援などの課題は残る。さらに航空機・鉄道事故調査委員会の主たる目的

が原因究明にあるのだが、こうした原因調査究明活動と捜査や刑事裁判という刑事司法手続きが同時並行的に行われ、ときには航空関係者の過失立証のために、調査委員会の事故報告書が利用されるなどの、委員会の独立性との兼ね合いで問題もあると考えられる。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的所有権の取得状況

なし

## 国内外諸領域における他領域 ADR 制度などに関する研究 — 消費者関連分野における ADR 制度に関する研究 —

[分担研究者]

山手 茂 新潟医療福祉大学 教授

### ■研究要旨

消費者分野における ADR について、これまでの歴史的経緯を整理するとともに、医療分野における ADR 構築の際に有用となる基礎資料の集約を行った。

#### A. 研究目的

戦後日本の消費者問題とその予防および解決対策を検討することを通して、日本における消費者分野の ADR の位置を明確にすることを目的とする。

#### B. 研究方法

本研究は以下の 3 点より構成されている。

1. 消費者問題、消費者対策に関する資料収集とその検討
2. 近年の消費者生活問題・消費者政策に関する資料集とその検討
3. 消費者相談事業に関する専門研究者へのヒヤリング

(倫理面への配慮)

本研究においては、個人を同定しうるようなデータは用いない。

#### C. 研究成果

消費者問題分野における ADR は、消費者保護基本法制定以後、国民生活センターの苦情相談業務を中心に発展し、消費者基本法制定にともなって一層の拡充がなされてきているという。

#### D. 考察

多くの領域において ADR 対策が拡充されつつあるが、消費者問題分野における ADR は、長い歴史を経て発展してきている。したがって、こうした点から医療分野における ADR の展開に関して多くの教訓を引き出すことができた。

#### E. 結論

医療分野における ADR の構築に際しては、ある種医療コンシューマリズムとの関連性からの検討を欠かすことができないといえる。さらに、こうした点は、広くコンシューマリズム全体（消費者問題全体）との関連性を重視すべきであるということができる。

#### F. 健康危険情報

なし

#### G. 研究発表

1. 論文発表  
なし
2. 学会発表  
なし

#### H. 知的所有権の取得状況

なし

## 国内外諸領域における他領域 ADR 制度などに関する研究 — 国内 ADR（環境分野）の法的側面と現状に関する研究 —

[分担研究者]

淡路剛久 立教大学大学院法務研究科 教授

### ■研究要旨

公害紛争の裁判外解決の歴史は古く、現存する行政型 ADR の中でも、もっとも重要なひとつである。公害紛争処理制度には、中央に設置されている公害等調整委員会（重大事件、広域処理事件および県際事件を管轄する）と都道府県に設置されている都道府県公害審査会（公害等調整委員会が管轄する紛争以外の紛争を管轄する）および都道府県連合公害審査会があるが、本研究では、公害等調整委員会による公害紛争解決を、裁判による解決や裁判所の和解とを比較検討した。

#### A. 研究目的

本研究は、公害紛争を解決・処理するための「公害等調整委員会」についての分析を行い、医療版 ADR を設立の際の基礎的知見を集積することを目的とする。

#### B. 研究方法

これまでに公刊された判例、書籍、論文、新聞記事・インタビュー等により情報を収集・分析して研究を遂行した。

（倫理面への配慮）

本研究において、個人を同定しうるような特定の情報を扱う際には、細心の注意を払い、その取り扱いに留意した。

#### C. 研究の成果

1970 年に制定された公害紛争処理法は、中央に国家行政組織法に基づく委員会として中央公害審査委員会（中央委員会）を置き、「調停」および「仲裁」を行うものとし、さらに、文書の提出や立ち入り権限を与え、専門調停委員会を置くなどの権限を与えた。

また、1972 年の改正により、中央委員会は、国家行政組織法第 3 条に基づく、国の行政機関＝公害等調停委員会として組織され、裁定（原因裁定・責任裁定）ができるものとされ、権限がさらに強化された。また、1974 年の改正で、放置した場合に社会的に重大な影響があると認められる事件につき、職権あっせん制度が導入された。

#### D. 考察

公害等調整委員会は、設立当初は、司法補完的機能・行政補完的機能が顕著であったように思われるが、設置から 30 年ほどの間に、あるいは権利に基づく司法的判断を果たし、あるいは近年では、公害紛争に係わる行政機関型 ADR の機関として、司法的機能を越えた、公害の原因究明機能、公害行政代替機能・法政策的機能、フォローアップ機能などの重要な機能を発揮しつつあるように見受けられる。

E. 結論

現行制度を前提とした今後の本制度の課題の一つは、本制度の存在が広く国民に知られることであり、それはこれまでもそうであったように、本制度に対する国民の信頼にかかっていると考えられる。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的所有権の取得状況

なし

## 国内外諸領域における他領域 ADR 制度などに関する研究 — 改正労働組合法と不当労働行為救済審査促進に関する研究 —

[分担研究者]

西野 喜一 新潟大学法科大学院 教授  
新潟県労働委員会 会長

### ■研究要旨

平成 17 年施行の改正労働組合法は、不当労働行為救済の審査遅延を招くことが判明した。

#### A. 研究目的

平成 16 年に労働組合法の大改正がなされ、ADR の一環をなす労働委員会における不当労働行為の審査の方式が大きく変化し、民事訴訟法の手法が大幅に取り入れられた。裁判もその他の紛争解決の手続も、すべて手続の迅速さと結果の適正さとの兼ね合いが問題となるが、この労働組合法の改正は、結果の適正に重点を置きすぎたもので、審査手続の遅延は避けられないと思われる。そのメカニズムを研究して、今後の ADR に関する研究の参考とする必要がある。

#### B. 研究方法

新労働組合法が予定する審査手続の内容や立法趣旨を文献によって調査し、民事訴訟と比較した場合の得失を検討する。

（倫理面への配慮）

本研究の場合には、該当性がないものと思料される。

#### C. 研究の成果

新労働組合法が取り入れた「証人等出頭命令」、「物件等提出命令」は審査結果の適

正さを求めて証拠調べ手続を充実させようとしたものであるが、労働委員会の出すこれらの命令を行政処分としたため、これに対する三審制による取消訴訟を可能ならしめ、手続遅延を狙う側の当事者に手続遅延のための大きな手段を与えてしまったことになる。

かねて労働訴訟は、五審制だといわれていた（地方労働委員会、中央労働委員会、その救済命令の取消行政訴訟の一審、控訴審、上告審）が、新制度はこれに更に新たな三審制を組み込むもので、八審制も不可能ではないことになる。ADR の制度設計に当たっては、結論の適正さより、簡易迅速な手続の迅速さを重視しないと、実用に堪えない制度ができる恐れがある。

#### D. 考察

上記「研究結果」に記載の通り、新労働組合法及びこれに基づく新労働委員会規則では、証拠調べを充実しようとする余り、労働委員会に、審査に当たって、当事者に対し証拠物件の提出を命ずる権限及証人等（「等」というのは本人を含む趣旨である。）に出頭を命ずることができるという権限を

与えた（労働組合法第 27 条の 7）。近時、労働委員会の救済命令が裁判所で取り消される例が目につくので、証拠調べを充実させ、事実認定に遺漏なからしめようとする趣旨と考えられる。

しかし、この新制度には致命的な弱点が 2 つある。

その 1 は、この命令が行政処分とされたために、不服のある当事者は、その取消を求めて行政訴訟を提起できるということである。行政訴訟となれば三審制であるから、上告審まで争うことにすれば、ほぼ際限なく引き延ばすことができる。不服申立は訴訟ではなく、せめて中央労働委員会への抗告にとどめるべきであった。

その 2 は、この命令が無視された場合の制裁が不十分なことである。手続に関する規制はすべて、当事者が手続主宰者の指揮に応じない場合にどうするか、ということ念頭に置いておかなければならない。民事訴訟法には「文書提出命令」という制度があるが、それは当然当事者が当該命令に従わなかった場合のことを考えて作ってある。これも ADR の制度設計に当たって看過してはならない論点である。

#### E. 結論

新労働組合法はこの 1 月から施行されたばかりであるので、まだ前記研究要旨を検証するだけの具体的事案に恵まれていず、経験的検証は今後の課題となる。

#### F. 健康危険情報

なし

#### G. 研究発表

##### 1. 論文発表

なし

##### 2. 学会発表

なし

#### H. 知的所有権の取得状況

なし

## 国内外諸領域における他領域 ADR 制度などに関する研究

### — 建築紛争領域における ADR 制度に関する研究 —

[分担研究者]

平野 哲郎 龍谷大学法学部 助教授

#### ■研究要旨

紛争内容の専門性、情報の偏在、被害の深刻さなどの点で医療紛争と多くの共通性を有する建築紛争に関しては、従来からADRが発達しているのもので、その実情について調査し、その特質を把握して将来医療版ADRの構築を検討する際に参考となる資料を作成する。

#### A. 研究目的

建築紛争は、争点が専門的な建築知識にわたるため、紛争の迅速・適切な解決には当事者（代理人）と判断者が高度の専門的知見を有していることが不可欠である。しかるに、通常、裁判官や弁護士は建築に関しての専門的知識は有していないため、建築紛争を訴訟によって解決しようとする、まず弁護士が具体的事案と前提となる建築知識を十分理解し、それを裁判官に分かりやすく伝えなければならない。そのうえでなお裁判所の専門的知見の不足を補うために建築専門家による鑑定が行われることもある。このような手続には当然時間も費用も通常の訴訟よりもはるかに要することになる。このように、建築紛争はその性質ゆえに訴訟による解決を図ろうとすると当事者に大きな時間的・経済的負担がかかり、それでもなお、解決内容について当事者に不満が残ると言われていた。

このような問題を解決するため、建築紛争に関してはADRが発達しており、相当程度の実績を上げてきている。そこで、その実情を把握し医療版ADRに応用可能な

要素を析出することが本研究の目的である。

#### B. 研究方法

建築紛争に関する裁判所外ADRとして、建築瑕疵を巡る紛争解決のために各都道府県及び中央に設置されている「建設工事紛争審査会」、住宅品質確保法の適用のある住宅を対象とする「指定住宅処理機関」を取り上げ、さらに裁判所内ADRとして平成13年に東京及び大阪地方裁判所に設置された建築関係集中部における建築士等の専門家を調停委員とする調停手続について文献等から資料を収集した。

（倫理面への配慮）

現在のところ、具体的な紛争内容等の当事者のプライバシーにふれる内容にわたる調査は行っていないので、倫理面での特段の配慮は必要としていない。

#### C. 研究の成果

建築紛争は、専門性とさらに専門知識の当事者の一方への偏在、被害の深刻さ・回復困難性、紛争解決期間の長期化と費用の高額化など、医事紛争と共通する要素が多

く、そこでのADRの実態を調査することによって大変参考となる知見が得られることが明らかとなった。各ADRの手続の概要、対象となる紛争、解決までに要する期間、利用件数、解決の内容などについて実態を知ることができた。予想されたことではあるが、ADRは建築専門家が解決に積極的に関与するため訴訟よりも短い期間で紛争が解決できていることが判明したが、利用件数は予想より少なかった。

#### D. 考察

研究結果のとおり、建築紛争ADRは様々なメリットがあるにもかかわらず、必ずしもさかんに利用されているとは言い難い側面もあるようであり、その原因やより具体的な運営の方法について引き続き調査・分析を行う必要がある。さらに可能であれば実際に手続を利用した者の感想についても調査を行えば極めて有益であろう。

#### E. 結論

紛争が生じた場合に、その内容が専門的なものであっても迅速・適正に解決される制度が整備されていることは被害者が泣き寝入りせずに救済されるために必要不可欠であるとともに、そのような専門的な機関で示された判断が一定の抽象化した上で公開されることは将来の紛争を未然に防止する上でも欠かせないと思われる。

#### F. 健康危険情報

なし

#### G. 研究発表

##### 1. 論文発表

なし

##### 2. 学会発表

なし

#### H. 知的所有権の取得状況

なし